

令和8年5月20日

茨城県県営住宅指定管理者
一般財団法人茨城県住宅管理センター

県営住宅修繕業務に係る指定工事店の追加公募について

1. 目的

一般財団法人茨城県住宅管理センター（以下管理センター）が県営住宅に係る緊急及び空家修繕工事を委託する指定工事店を追加公募するにあたり、新たに協定を結ぶ業者を広く募ることにより、県営住宅管理業務をより効率的・安定的に遂行することを目的とする。

2. 対象エリア

水戸及び笠間エリア

3. 協定締結期間

協定締結日の翌日（令和8年7月1日を予定）から令和13年3月31日

4. 公募期間

通知日～令和8年5月29日（金）（書類提出期限）

5. 対象工種

建築工事（電気工事対応も含む）

6. 資格要件

- (1) 茨城県の令和7・8年度入札参加資格者名簿（工事）において建築の登録業者であること
- (2) 建設工事と修繕工事を含めた直近2期の平均実績高が1億円以上であること
- (3) 水戸市に主たる営業所（本店）があること
- (4) 24時間365日対応可能な体制が確保できること

7. 提出書類

- (1) 協定締結の意向確認書（様式1）
- (2) 県営住宅修繕工事指定工事店指定申請書（様式2）
- (3) 営業概要書（様式3）
- (4) 代表者または事業主の身分証明書（原本）
- (5) 修繕工事経歴書（様式4）
- (6) 建設業許可取得一覧（様式5）、工事種目表（様式5-2）
- (7) （水道工事、電気工事またはガス工事に係る業種のみ）水道事業、電気事業またはガス事業の工事店等について、自治体による公認制度に基づく公認を受けて

いる場合、それを証する書類（写し）

- (8) 前年度の納税証明書又は完納証明書（法人税、消費税及地方消費税、県税、市税の未納がないことの証明書）（原本）
- (9) 代表者または事業主の印鑑証明書（原本）
- (10) 県営住宅修繕工事指定工事店計画書（様式6）
- (11) 休日及び夜間における緊急連絡表（様式7）
- (12) 技術者一覧表（様式8）

様式は管理センターホームページからダウンロードすること。

8. 書類提出方法

持参又は郵送。ただし令和8年5月29日（金）午後5時までに必着とする。

9. 審査項目

次の項目を総合的に判断し指定工事店を決定する。書類審査の他、必要に応じてヒアリングを実施する。

- (1) 経営状況
- (2) 修繕工事の施工実績
- (3) 修繕工事の見積又は契約の履行に関する誠実性
- (4) 修繕工事の施工能力
- (5) 担当団地との地理的条件
- (6) 修繕工事に適した技術及び必要とする資格

10. 失格事項

次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失う。

- (1) 提出書類を期限までに提出しなかった場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき
- (4) 資格要件を満たしていないことが判明したとき
- (5) その他不正な行為があったとき

11. 内定通知

審査の後、指定工事店に内定した業者には、令和8年6月17日（水）午後5時までに電話又は電子メールで通知する（予定）。その後の手続きの詳細についてもその際に案内する。

12. 質問受付方法

「13. 問い合わせ先」への電話連絡とする。

（受付時間：土日祝日を除く午前9：00～午後5：00）

13. 問い合わせ先（および書類提出先）

〒310-0062 水戸市大町3丁目4番36号

一般財団法人茨城県住宅管理センター 工務課

電話番号 029-228-3090